



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	パウロ『ローマ書』私訳と解説（二〇一二年一月改定）
Author(s)	千葉, 恵
Description	p.24-31の訂正版有り
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 139, 1(右)-133(右)
Issue Date	2013-03-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52311
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_2_CHIBAtaisei_p.24-31.pdf



パウロ『ローマ書』私訳と解説（二〇一二年一月改訂）

付論

「改訂版：二四―三一頁差し替え」 二・三・二 （A）言語（三章二一―二六節）…
(Loga) へ (EraviaIX)

私は、パウロは三章二一―二六節において、神の義をめぐりイエス・キリストにおいて生起したこと EraviaIX を誰であれ理性に基づくひとであれば理解できる仕方啓示の報告 Loga として遂行していると理解する。この箇所は一章・一八―三章・二〇節における律法に基づく神の怒りの啓示による神の義の第一証明に続く、神の義の第二証明の基礎部分を形成する（目次参照）。パウロは律法主義者等との長い論争のなかで、神が義しい業を生みだすことのない「不敬虔な者」（四・五）をその信仰によって義と認めるとするなら、そのような神は不義なのではないのかという異論に対し、神「が」義であることを論証している。その論証は啓示という神の行為の報告である。この箇所は聖書学的には「最も難しく、不明瞭な箇所」(E. Käsemann) とされ、神学的には「贖罪」をめぐり驚嘆に値する膨大な量の、そしてアンセルムス『クールデウスホモ』に見られるように精緻な議論が展開されている箇所である。G. Friedrich は「新約聖書がイエスの死について語ることは比較を絶したことである。どの観点からしても、それはあらゆる既存の例を凌駕する」と言う（『イエスの死』p. 83 佐藤訳（日本基督教団出版局 1987））。しかし、ここではテクストから確実に読みだし得ることに集中し、これらの解釈の制約となる枠組みを確保することをめざす。

その啓示の報告はこうである。「^{二三}しかし、今や、律法を離れて神の義は明らかにされてしまっている、それは律法と預言者たちにより証言されているものであるが、^{二三}信じるすべての者に対するイエス・キリストの信を媒介にした神の義である。というのも、「神の義とその媒介である信の」分離はあらぬからである。^{二三}その理由は、あらゆる者は罪を犯したそして神の栄光の背後にあり、^{二四}キリスト・イエスにおける贖いを通じてご自身の恩恵により無償で義を受け取る者たちであって、^{二五、二六}その彼を神は、それ以前に生じた諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に、ご自身の義の知らしめに至るその信を媒介にして彼自身の血における償いものとして、イエスの信に基づく者を義とすることによってもまた御自身が義であることに至る今という好機において、ご自身の義の知らしめに向けて差し出したからである」(三・二一―二六)。

ここでパウロは啓示されたイエス・キリストに眼差しを注ぎ、彼を介して神の前での神の義と義人についての神の認識、判断、行為を「神の義は明らかにされてしまっている」と現在完了形において報告している。神の義のこの第二論証においてパウロは三人称を用い一つの整合的な言語網の析出を許す仕方で言葉を紡いでいる。そこでは個々人の持つ心的状態としての信仰は直接には考慮されずに、常に神に「信じるすべての者」(三・二二) そして「イエスの信に基づく者」(三・二六) と看做される者が啓示の受け手であり、義を受け取っている者である。このイエス・キリストに眼差しを注ぎそこ

から形成される言語空間を（A）と呼ぶ。啓示者、その媒介者、啓示内容、目的そして差し向け手をめぐる言語網（A）においてはその語や文が伝達する神の意志、判断、行為は誰であれ、信じる者も信じない者も、理性に即して少なくともその意味を理解するものとして展開されている。

この主張の背後にある、現用言語の振る舞いとして、神が義であることを疑う者は知ることとはできないという「信じる」と「疑う」が対義語であることからくる語用上の制約が機能している。これは文法や語用を知る者は誰でも理解できる次元を形成し、「神が義である」ことが真であることを信じなければそう知ることはできないという一般的な信と知識の関係に基づく。これはこの個所の共約的理解のためのミニマムな制約である。そしてこのミニマムな制約を析出することを許すそのような仕方ではパウロは論じている。言つて見れば、神の前の言語網とひとの前の言語網は同一の文法と語彙により構成されていると言ふことができる。

啓示の実質が神の側にイニシアティブがある（A）言語として展開されている。神はナザレのイエスの信を嘉みし自らの信に対応することそれ故に自らが義であることをその信を通じて明らかにしうると認可している（「汝はわが愛する子、われ汝を嘉みした（eudokēsa: well-pleased）」（『ルカ』一・一一参照）。かくして、イエスはその信仰が神に嘉みされ神に油注がれた者として「イエス・キリスト」という権威づけられた職名を伴う尊称を得た。預言者や王が神に油注がれて権威を与えられているが、「キリスト」はナザレのイエスそのひとだけを指示する固有名となる。神の義は「イエス・キリストの信」を媒介にして啓示されている。そのためこの箇所二三節では「イエスの信」（三・二六）ではなく神の義を媒介するイエス・キリストに帰属した信という意味で「イエス・キリストの信」と記すことは必然であった。イエスは自らの責任ある自由のなかで信を遂行したが、イエス・キリストは神により油注がれた者であり神の意志を体現している者として神とひとの媒介たりうると理解することができるからである。

実在の次元においては実際には聖霊の働きなしに宇宙の創造者神とその被造物ひとの媒介は実働しないであろう。少なくとも何かそのような媒介者なしに神の前とひとの前双方は連続的なものとなることはないであろう。しかし、パウロは啓示を報告するとき、そこで形成される言語空間を一切が神の前のことがらとして人間の心的態勢がイニシアティブを持つことのない仕方では提示している。（A）言語は、（C）言語の分節を認める象徴的表現「汝らの肉の弱さの故にわれ人間的なことを語る」（六・一九）というパウロの人間中心的な語りの遂行という譲歩のもとでの諸分節を前提にしたうえで、析出されるひとつの言語網である。

パウロは神の義とイエス・キリストの信の間の「分離（diastole: separation, LSJ）」が存在しないことを二三節から二六節までの「その理由は・・・差し出したからである」の一文全体で説明している。神の義の啓示行為「明らかにになってしまっている」は二つの動詞つまり「差し出した」と「義とすることによって」によりその実質が開示されて

いる。従来の訳「信じる者のあいだに」区別「差異」がないからである」(三・二二)はその理由文を「すべての者は罪を犯したからである」と文の途中で理由文を終わらせる限り端的に誤っているわけではないことが分かる。しかし、関係代名詞「その彼を」は先行詞「キリスト・イエス」を必要としており、やはり実際には連続的な一文であり、誤訳であると言わねばならない。パウロが意図したのは神の側で自らの義と媒介の信に分離がないことであり、それを二六節まで全体が説明している。

従来訳ではせいぜい神の義の啓示の差し向けてが「信じるすべての者」であることの理由を提示するに留まる。イエス・キリストの信を媒介にして神の義が啓示されたことの説明としては成り立たないか、間接的ないし迂遠なものである。確かに、神は信じる者のあいだに何ら区別や差異が問題にならないところの信を啓示の媒介として提示している。その限りでは神は信じる者のあいだに区別や差異を見てはいない。或いは差異を見ても区別を設けてはいない。皆神の前では罪を犯したからである。この否定的な理由で区別がないことは、神が義の啓示の媒介にイエス・キリストの信を選んだことさらには信じる者はすべて神の義を知っていることを説明することはできないか、多くの中間的な説明を補ってのみ可能なことである。

二三節から二六節まで、イエスの信が神に嘉みされる仕方で遂行されたこの好機に、今や律法とは別に、神の義がイエス・キリストの信と分離されない仕方で明らかにされたことが説明されている。神の義は今や律法とは分離され、到来した信を媒介とすることにより分離されないため、その受け手はもはや業の律法を為す者ではなく「信じるすべての者」である。彼らはイエス・キリストの信を介して神が義であることを知っており、また義を受け取っている。業の律法に基づく神の義が啓示された場合には、「信じるすべての者」が啓示の対象になることはない。業の律法を遵守する者たちだけが神の義を知っており当然の報いとして義を受け取ると主張することができる。だが、「業の律法を離れて」それとは別にそれとは分離されて、神の義が啓示されている。この信による神の義の啓示の差し向け手は信じるすべての者となる。なぜなら、神の義はそれを伝達する信とは分離されないものだからである。これは「信の律法」(三・二七)の到来とすることができる。

このようにして、何故この短い個所で「ご自身の義の知らしめに至る」、「ご自身が義であることに至る」そして「ご自身の義の知らしめに向けて」と同様の表現が三度用いられているかその理由を理解することができる。神自身の義と媒介者の信との分離のなさの実質がこれらの表現の前二者とそれぞれ「その信を媒介して」そして「イエスの信」とにより対を構成しており、そして分離のなさの理由文の主動詞「差し出した」の目指すものが「義の知らしめに向けて」であることを述べこの理由文の大枠を形成しているからである。この信義の分離のなさがこの「今」(三・二二、二六)の好機を構成するものであった。

従来「神の義」については分配的正義の概念のもとに神がひとをそれにより正しい者

と不義なる者として判別する、そのような審判を行使する能動的義なのかそれとも罪人が神から恩恵として賜る受動的義であるのかをめぐって争われてきた。能動的義とは、それにより神が人間の義か不義を審判する律法に基づく義であると言える。それには律法の遂行としての善行により自ら義であることにより獲得する人間の能動的義が対応する。受動的義とは人間の側から自らを罪人であると自覚し、神からその罪人に転嫁される或いは着せられ義と看做される義である。アウグスティヌスは『霊と文字』九章において「使徒は「神の義が明らかにした」と言っているものであって、人間の義、或るいは彼固有の義ではなくて、「神の義」と言っている。つまり、それによって神が義であるのではなくて、神が不敬虔な者を義とする時に、神がそれをもって人間を覆うところの義を語っている」と二つの解釈の可能性を提示し、「神の義」は人間が神に着せられる受動的義であると理解している。啓示の実質として「あらゆる者が罪を犯した」ことが報告されている。人間が業の律法に適用仕方ですら義であるその意味での能動的義すなわち人間の自己義認は排除されている。これは「律法を通じた「神による」罪の認識」(三・二〇)があるからである。

G. Bornkamm は神の義の論争の歴史を次のようにまとめ、ルターにおいて解決したと考えている。「パウロは神は義しいというような、一般的神学的命題を教えたりしない。・・・パウロが一つの文章(一・一七)のなかで神の義と信仰者との義とについて語っており、しかもそこで両者が二つのものではなく、一つのもの、すなわち神の義であるという事実は、われわれを驚かすにたりよう。・・・この義だけが、人間にとって死からの救いであり、神の前における生命への通路である。それは敬虔な者が律法の業から無理やり得ようとする「義」とは、厳しい互いに排他的な対立をなしている。・・・この用語法は神について、しかし同時に人間についても述べられる「義」および「義しい」を、ギリシア語的(およびラテン語的)意味にとつて一つの性格「属性」と理解してはならないことを示している。この誤った理解は神学を長い間迷わせた。人々はこの概念に接して、ギリシアの主要徳、ラテンの正義の理想をかんがえたからである。

ルターにとつても、このように誤解された「神の義」と言う語は、当初は驚愕の対象であった。というのは、彼はそれを自明のことながら、罪ある人間が決して満足させることのできない神の律法が持つ司法的規準をもって測ったからである。このような義がどうして福音の内容であるというのか。長い、苦しみにみちた努力を経て始めて、彼の新しい、ひとを自由にする、聖書的、パウロ的意味に即した義の理解が噴き出したのであった。裁判官たる神と人間との性質、倫理的質として理解される場合には、それは実際無意味となる。性質は他人に譲渡することはできない。・・・神はその義を、罪人であり、それ自体においては義しくない人間に与える。神は義しい。そして、その義を、信仰者を義とすることによって証明する」(『パウロ』佐竹訳p.214-216(新教出版 1970))。

Bornkamm はルターにならい神の義は神に帰属する性質、属性ではなく、動的に神の義と「一つのもの」である信仰者の義のことであると言う。これは聖霊の実働をそこに

要求するエルゴン言語の強制とでも言うべき解釈である。そこでは神の性質と言える義があるとすれば、信仰者を義としている限りに於いて帰属している。神に帰属する属性としての義の理解は、属性は譲渡できないのであるから「無意味」であるとされる。

神の義はイエス・キリストの信と分離されないことが報告されている。今日までこの解釈に至ることのなかった理解のなかでの能動的義と受動的義の区別はもはや機能しないように見える。もはや能動か受動かという動的な範疇は不適切に見え、それ以前の属性の次元で語ることができるように思われる。意味論的分節に基づき、この個所はすべて神にイニシアティブが帰属する啓示の行為として理解すべきことが明らかにされたからである、そして媒介となった信との関係においてだけ神の義は適切に位置づけられるからである。

パウロはこの神の義は既に「律法と預言者により証されている」としている。神がアブラハムに対し約束をなしたとき、神はその約束に信実であつたかどうかが問われよう（『創世記』一五章）。神がイザヤを通じてなしたメシヤ預言や苦難の僕の預言を考慮するとき、神の言葉は成就したかどうかが問われよう（『イザヤ書』九章、五三章）。パウロは「神の信（実）」をこのような約束の言葉とその成就の文脈において捉えている。

彼は言う、「それではユダヤ人の優っているところは何かあるのか、或るいは割礼者の強みは何かあるのか。^二あらゆる点で大いにある。第一に、神の言葉が彼らに信任されたことである。^三ではどうか、もし誰かが不信仰であつたなら、その者たちの不信仰が神の信実を無効にするのか。^四断じて然らず。神を真実とせよ、すべての人間を偽り者とせよ。まさにこう書いてある、「汝が汝の言葉において義とされるように、^五そして汝が審判されることにおいて勝利するように」。^六しかし、もしわれらの不義が神の義を確立するなら、われらは何と語ろうか。怒りをもたらず神は不義ではないのか。人間的にわれ言うのだが。^六断じて然ならず」（三・一―六）。神が信実であることは、神の言葉は真実であり偽りが無いことにおいて確認される。アブラハムへの約束が不履行であつたなら、彼は不義でもあろうが、イエス・キリストの信においてそれが決定的に成就されたとされる。イエスは十字架に至るまで信仰の従順を貫いた。自らの約束の言葉における信実とは義しい業よりも義という心魂の根源的な事柄においてより基礎的なものである。というのも、信のもとにその他の一切の行為が基礎づけられるからである。一方、その信が義しい業を生むでもあろうからであり、他方、信なしにも見かけ上義しい行為はなされうるでもあろうが、信に秩序づけられない限りそれは偽り、不信実であるか、少なくとも心魂の根源からの安定した行為網は形成されないであろうからである。この点、神の心魂と人間の心魂はその根源語において同様の振る舞いをする。信はこの意味で心魂の根源的な態度、態勢であり、パウロは信の根源性に訴えた議論を展開している。

神はイエスの信仰を嘉みし、自らの義の啓示の媒介とした。神自らの義と分離されない「イエス・キリストの信」には神の信が構成要素となつているのかについては、神が

そう看做せばそうであるが、少なくともその信には神の信が反映されていると言うことができる。ナザレのイエスは神の人類への信に対応する信を神に対して遂行したからである。さもなければ、神はその信を嘉みすることはなかったであろう。従って、「律法を離れた」神の義とは神の信に基づく義のことを言っており、そこでの神の義は一つの神の性質、属性であると言ってなんら問題はない。

そうであるとすれば、ずっと神学者を悩ませていたこの箇所の「神の義」は福音として新たに読むことができる。神はここで司法的に振舞っているのか。つまり、罪の贖いとは「同害報復」等律法に見られる等しさの回復に向けられて代償的な刑罰と理解すべきなのか、さらにはそれにより宇宙的な力としての罪に「身代金」を支払ったのか。さらに罪の贖いは神が自ら「犠牲」を供するものなのか等の問いが立てられる。これらの聖書学的、神学的次元以前のものとして、構文論的、意味論的次元で或る程度応答でき、それらの解釈に制約を課することができる。

ここでの啓示の行為主体は神であって、イエスでも聖霊でもないことは、誰もが同意するであろう。「業の律法」に対し「信の律法」(三・二七)がここで機能していることも同意されるであろう。神はイエスにおいて人類に対する信を遂行した、そしてその信故に義であることを知らしめた。司法的な枠組みのなかでこの啓示行為がなされたかと言え、そうではなく約束の成就や真実を語る等の信実の枠組でなされ、しかも従来の業の律法という司法的な義をもイエスの信に基づく義の遂行により包摂したと言うべきであろう(一三・八)。

ここで啓示の行為主体は神であり、啓示の媒介的遂行者はナザレのイエスである。パウロはこの分離されない啓示の実質内容として神の人間認識を少なくとも十一報告している。そしてそこには何ら司法的なものは見出せないと言うことができる。第一に神はナザレのイエスが神に「信」の従順を「血における」死に至るまで貫いたと認識している。第二に、神はこの「イエス・キリストの信を介して」自らの義を、いまや業の律法に基づく義とは別に、信に基づく義を知らしめることができる「好機」であると認識しそして知らしめている。第三に、神はこの信に基づく自らの義の啓示は「律法と預言者により証言」されているものであると認識している。神はイエスの信の生涯が、アブラハムやイザヤにおいて約束し預言したことと成就であると認識している。第四に、神はこの義の啓示の差し向け手が業の律法に基づく者ではなく、「信じるすべての者」であると認識している。第五に、神は自らの義が律法とは分離されうること、またイエス・キリストの信と「分離されない」と認識している。このことは信に基づく神の義は業に基づく神の義よりも神自身にとってより根源的であることを含意している。第六に、神は自らの前ですべての人間が罪を犯したことそして自らの栄光を受けるに足らないことを認識している。第七に、神はすべての人間をその罪に対して「キリスト・イエスにおける贖い」として、「恩恵」により「無償で」義とする対象であることを認識しまた意志している。第八に、神はそれ以前に生じた諸々の罪に対して自らの忍耐にお

いて見逃してきたことを認識している、そしてそれは「諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に」つまり慈悲故に業の律法の義の不履行を含意している。神は業の律法のもとにおける分配的正義の遂行を差し控えてきたこと、それ故に十全に自己の義を知らしめてこなかったことを認識している。第九に、神は血におけるイエスの信を通じて、これまでの義の知らしめの不足の償いができると認識し、「自らの義の知らしめに向けて」知らしめの不足の「償いもの」、補償として、古典的解釈のように悪魔に対してではなく、信じる者すべてに「差し出した」。この「差し出し」が神の啓示行為であり、それが信じる者になされた以上、「差し出し」の対象は一義的に確定される。このことは信じる者にとってそれは神の新たな知らしめによりそれまでの知らしめの不足が補償されていることを含意している。しかし、その補償は十字架の血の「贖い」により支払われていることも知らせている。このことから、第十に、信じる者にたいする神の知らしめとして、その死が人類の自らの罪の身代わりとしての「償いもの」、補償であることも推論することを許している。第十一に、神はイエスの信に基づく者を「義としている」ことを先の差し出しにおいて遂行している、そしてその行為を通じて自己の信に基づく義を知らしめている。自らの信に対応する信が人類において生じた以上、そしてその信を自らの義と分離しないものと見做している以上、誰であれ、イエスの信に基づく者を義とすることを含意するからである。

以上が、誰もが同意できる仕方でテキストからミニマムに析出しうる神の認識と行為である。この個所が信義の分離のなさの文脈において神の義を論証するものであることに同意されたとして、ひとはやはり贖罪は業の律法即ち司法的な文脈において遂行されたのではないか問うてもあろう。彼らはパウロの「神はわれらの罪の故に罪を知らざる者を罪となした、それはわれらが彼において神の義となるためである」(「一コリ」五・二一)を引用し、義人と罪人の交換が遂行されたのであり、イエスを罪と定めるのはモーセ律法以外にないと主張するでもあろう。聖書学的にアザゼルの身代わりの山羊に見られるように、犠牲の供犠は伝統的なものであったであろう(『レビ記』一六章)。文脈の相違はさておくとして、この『第二コリント』の個所はイエスには信故に罪がなかったからこそ身代わりが遂行されたことを確実なこととして伝えている。神はイエスが十字架につくことを認可したが、それは罪としたことなのであろうか。もしそうなら、神によりモーセ律法がイエスに誤って適用されたことは明らかである。「罪を知らざる者」という神の認識は揺るがないのであり、単にわれらの罪の身代わりとして「罪となした」と読むべきである。

今日まで、神はイエス自身に対して業の律法のもとで身代わりにしたことが強調されてきたが、イエス・キリストの信と神の義のあいだの分離のなさを説明する文脈においては、それは少なくとも主題ではないこと、さらに先の十一の神の認識と行為は信義の分離のなさにおいて遂行されていることは明らかである。従って、たとえ犠牲に供したとしても、それは業の律法に基づいてではなく、信に基づいてであることは明らかであ

る。この好機に、神は信じる者に自ら信に基づく義を「償いもの」として「無償で」、「恩恵」として差し出している。「償いもの」を犠牲として理解したとしても、その意味は信に基づく義を提供することである以上、従来の犠牲という理解にはあてはまらないか、その手前で、業の義に対する信の義という新しい次元で理解できる。聖書学的には古典説として代償刑罰説等が唱えられようが、テクスト上明らかなことは、業よりもより根源的な信により神とひとの義がなったことが伝えられている。イエスの信に基づくと看做される者はその信を介した贖い故に無償で恩恵により義とされている。ルターはそこに恩恵を見たのであろう。

このことによりパウロは「われらは律法をその信を介して無効にするか」の問いに対し、「断じて然らず、われらは律法を確認する」(三・三一)と述べ、業の律法における神の意志は不変であることが確認できる。ただし、重要なことは「その信を介して血における」であって、その信を介して「律法の成就」(二三・一〇)である愛が彼において実現されているために神に償いものになると認識されていることである。その意味で「キリストは信じるすべての者にとつて義に至る律法のゴール」「到達点」である」(一〇・四、『ガラテア』三・二四参照)。業の律法はイエスの信における律法の成就を目指しまた待っていたのである。

それでは、「イエスの信に基づく者」として神はイエスのように信に基づき愛を成就した人間のことをつまり業の律法をも満たした人間のことを考えているのか、それとも心魂の根源がイエスのように神への幼子の信の従順においてある者、そしてそれ故にそれに基づく行為は何らかの義の果実をも生み出しだしうる状態にある者のことを意味しているのかが問われよう。「律法を離れて」啓示された神の義はやはり律法の成就とは区別されるべきであろう。そして、心魂の根源的な態度、態勢としてあるものは、誰もが持つことのできる幼子の信仰であることには、やはり啓示の差し向け手が「信じるすべての者」であることにふさわしい。「信仰のみ」とはこの心魂の根源的な事態を語っていると思われる。そしてそれは誰もが持ちうるが故に、福音である。神はその者をイエスの信に基づく者と看做し、義としていることによって、自らもその幼子の信に対応する信に基づき義であることを知らしめている。

この書簡全体をパウロは聖霊に満たされて口述筆記しているでもあろうが、彼は自覚的に或いは身体化されたという意味で無自覚的に神の啓示行為の報告として(A)言語への分節を許す仕方で遂行していると想定することは十分に可能である。この次元で捉える限り、パウロの議論は一つの「智慧の説得」であると言いうる。